

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

班長・委員長会議設置要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 班長・委員長会議設置要綱

（目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）職群班設置規程第6条に基づき、班長・委員長会議を設置する。

（所掌事項）

第2条 センターと職群班の連携を強化し、職群班の運営を円滑に行うための協議を行う。

（構 成）

第3条 会議は、以下の構成とする。

- （1） 職群班の班長又は班長の指名する職群班の班員
- （2） センター三役会運営規程第5条で規定する委員会の委員長又は委員長の指名する委員会の委員
- （3） センター事務局職員

（会議の議長）

第4条 会議の議長は、副会長がこれにあたる。

2 副会長が欠けたとき、又は副会長に事故があったときは、会議の議長は会長がこれにあたる。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、会議において、出席した正会員及び特別会員の中から議長を選出する。

（関係者等の出席）

第5条 議長は必要に応じて、会議に関係者等を参加させて意見又は説明を求めることができる。

（報 酬）

第6条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

（改 廃）

第7条 この要綱の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月8日から施行する。
- 2 この規程（第6条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。